

令和8年度（2026年度）

認可外保育施設に対する 集団指導

福祉部指導監査課 児童担当

はじめに

集団指導は、業務が適正に行われるよう、施設等の運営に関する基準の遵守等について、動画視聴により実施しています。

今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いします。

目次

- 第1章 立入調査の概要について
- 第2章 令和8年度 立入調査における調査項目の注意点について
- 第3章 幼児教育・保育の無償化について
- 第4章 令和7年度（2025年度）立入調査における指導事項について
- 第5章 令和7年度（2025年度）の集団指導の結果について

第1章 立入調査の概要について

【立入調査の目的】

- ◆ 児童福祉法第59条に基づき、
 - ・ 施設の運営状況等を把握するため
 - ・ 死亡事故等の重大事故を防止するため

児童を保育するにふさわしい内容や環境を確保しているかを、施設職員へのヒアリングや備付帳簿により、認可外保育施設指導監督要綱に定められた検査基準にそって、適合状況を確認します。

認可外保育施設指導監督要綱について



指導監督要綱については、八王子市子育て応援サイト、ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>保育園・認定こども園などの情報
>認可外保育施設について

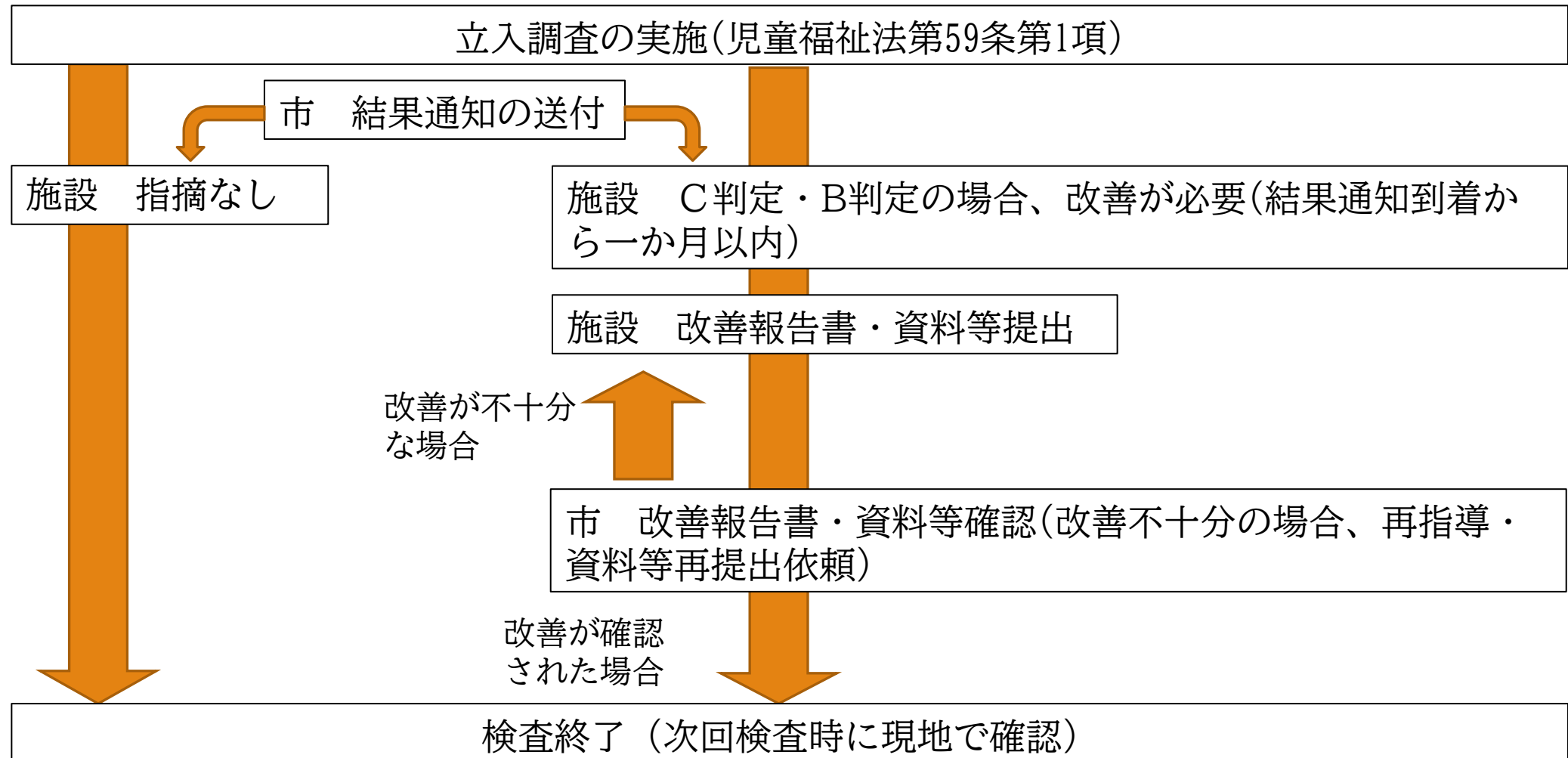
（関連ファイル）認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和6年4月1日改正）

別表2-1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格	(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上 [考え方] 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。 ※常勤職員；1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務の者	保育従事者の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約入所児童数による必要数を満たしているか。 b 調査日に時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。 c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目まで算出し、その合計の端数（小数点を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児1人（又は2人）の場合は、保育従事者が1人（又は2人）でも指摘はしない。	・ 月極契約入所児童数に対して保育従事者が不足している。		○
			・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。	○	
			・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		○
			設備・運営等に係る基準 ・認可外保育施設に対する指導監督要綱 ・別表1 認可外保育施設指導監督基準 ・別表2 評価基準 ・別表2-1評価基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設） ・別表2-2評価基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）		

【立入調査の流れ】

市の職員（検査員）が施設へ実際に赴き、安全や保育の質が確保されているかを確認する指導監督の一環



立入調査における指導方法

【C判定】

➡指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの。改善報告書の提出が必要。

【B判定】

➡指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項。改善報告書の提出が必要。
なお、B判定であっても児童の安全確保の観点から特に注意を促す事項及び前回指摘をしているにもかかわらず、改善意欲のみられない事項は「C判定」とする。

【助言指導】

➡指導基準に適合している場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【特別立入調査】とは

特別立入調査は次の場合が対象となります。

○八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱

- ・死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等に実施

→ 特別立入調査は、児童福祉法第59条に基づき、罰則の規程の適用があります。

令和8年度の立入調査の調査項目 (運営管理を中心に確認します)

(運営管理)

- ① 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合
の条件
- 7 健康管理及び安全確保
(4)、(5)、(8)の一部
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿(1)、(3)
- 10 設置者の経営姿勢

交互に調査

(保育内容)

- ① 保育に従事する者の数及び資格
- 5 保育の内容
- 6 給食
- 7 健康管理及び安全確保
(1)、(2)、(3)、(6)
(7)、(8)の一部
- 9 備える帳簿(2)

特定子ども・子育て支援施設等(指導監査を立入調査にあわせ実施)

- 1 子育て支援の提供の記録
- 2 利用料及び特定費用の額の受領
- 3 領収書及び支援提供証明書の交付など

第2章 令和8年度 立入調査における調査項目の 注意点について

認可外保育施設指導監督要綱について



指導監督要綱については、八王子市子育て応援サイト、ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>保育園・認定こども園などの情報
>認可外保育施設について

(関連ファイル)認可外保育施設に対する指導監督要綱(令和6年4月1日改正)

基準1 保育に従事する者の数及び資格

(定員が6人以上)

(保育従事者数)

0歳児 3人につき1人以上

1.2歳児 6人につき1人以上

3歳児 20人につき1人以上

4歳児以上 30人につき1人以上

(※年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その端数(小数点1桁)を四捨五入する。)

どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。

また、有資格者(保育士又は看護師)の数は、保育従事者の必要数の3分の1以上が必要。

(定員が5名以下)

原則として、施設の開所時間については、常時2人以上配置が必要。ただし、乳幼児の数が3人以下、かつ有資格者(保育士、看護師、保健師、助産師、家庭的保育研修修了者)であれば、1人配置は可。

基準3 非常災害に対する措置

○火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

○非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上実施しなければならない。

- ・ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [\(就学前\) 保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

検索

認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

更新日：令和6年11月15日 ページID：P0022109

[印刷する](#)

認可外保育施設で使用する参考様式

認可外保育施設指導監督基準により各保育施設には、職員及び保育している児童の状況を明らかにする書類等の整備が義務付けられています。

認可外保育施設に備えるべき書類や使用する各種様式としては、次のようなものが想定されます。

※掲載している様式等は、あくまで参考様式ですので、施設の実態や形態に応じて作成していただくをお願いいたします。

1. 職員に関する書類

書類名	内 容	様式等
職員履歴書		—
資格証明書	保育士証（写）	—

? よくあるご質問

(就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園などの分類一覧

[▶ 保育所](#)
[▶ 保育所一覧](#)
[▶ 幼稚園](#)
[▶ 認定こども園](#)
[▶ 家庭的保育事業](#)
[▶ 小規模保育事業](#)
[▶ 事業所内保育事業](#)
[▶ 認証保育所](#)

災 害 訓 練 実 施 記 録

実 施 年 月 日		年 月 日 (曜日)	天候		記 録 担当者	
訓練 想定	災害の種別	火災、 地震、 その他				
	訓練の方法	1 総 合 2 消 火 3 通 報 4 避 難				
	災害の時刻	午前・午後 時 分				
	災害の内容					
	実 施 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (所要時間 分)				
	訓 練 内 容 (具体的に記入)					

基準7 健康管理及び安全確保

7（4）職員の健康診断

○ 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

短時間労働者であっても、以下①②を満たせば健康診断の実施が必要

- ① 1年以上の長さで雇用契約をしている、雇用期間を全く定めていない、又は既に1年以上引き続いて雇用されている労働者であること。
- ② その者の1週間の労働時間が当該事業場における通常の労働者の4分の3以上であること

基準7(8) 安全確保（その1）

基準では以下のとおり定めていますので、遵守していただくようお願いします。

- 安全計画を策定すること
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的を実施すること。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容を周知すること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 不審者の立入防止などの対策や緊急時における体制を整備すること。
- 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。
- 事故発生時には速やかに市に報告すること。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

基準7(8) 安全確保(その2)

○安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

認可外保育施設は、安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む認可外保育施設での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修棟の児童の安全確保に関する取り組みについての年間スケジュールを定めることとしています。

(別添資料5)

保育所安全計画例

(別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
□ 午睡	年 月 日	年 月 日	
□ 食事	年 月 日	年 月 日	
□ プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
□ 園外活動	年 月 日	年 月 日	
□ バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
□ 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は 適やかに	・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定(見直し)し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練(災害・救急対応・不審者対応・119番通報)の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体が発する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	・降雪時等の屋外での活用マニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時	・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける

認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月16日付こども家庭庁事務連絡)

基準7(8) 安全確保(その3)

○施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考にすること（特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、ガイドラインを参照し、必要な対策を講じること）

- ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師から、うつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を1人にしないこと
- ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割を明確にすること。
- ・児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導票等に基づいて対応すること

○消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報）を定期的実施すること
「教育・保育施設等における事故発生時の対応のためのガイドライン」

<参考例5>

119番通報のポイントと伝えるべきことの書式例
「保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック」の書式例を元に作成

119番通報のポイントと伝えるべきことの例

119番通報のポイントと伝えるべきこと

1. 「救急です」

119番につながったら、まずはっきり

「救急です」と言います（＝火事ではない）。

住所：

目印：

2. 場所（住所）を告げる

施設・事業所の敷地内で起きた場合は、施設・事業所の住所を言います。施設・事業所は住宅地の中のわりとにくい場所にあることも多いので、救急車が来るときに目印となる公園や交差点名なども告げましょう（住所、目印は電話の横に書き出しておきます）。

散歩や施設・事業所外の活動のときも、公園や施設の名前や住所、通過する大きな交差点や目立つ建物などの名前を言えるよう地図を作って携帯します。

3. 事故の状況を説明する

「誰が」「どうしたのか」を正確にわかりやすく伝えます。たとえば、「〇時〇分ごろ、×歳児が1人、高さ1.5メートルの滑り台から落ちました。動きません。泣いていません。どこを打ったかはわかりません」「〇時〇分ごろ、×歳児が給食中に〇〇を（何かを）喉に詰まらせました。唇が青くなってきました」。

基本は、「いつ、どこで、誰が、何を（何から、何に）、どうした」と「今、～な状態である」です。こうした情報は救急を要請するときだけでなく、ヒヤリハットや事故の情報を共有するときにも重要です。

4. 通報者の氏名と連絡先を告げる

「私の名前は、〇〇です。電話番号は～」と告げます。施設・事業所外にあり、携帯電話から通報している場合には、携帯電話であることも告げます。

5. 通報後は、しばらく電源を切らない

通報を処理するセンターから確認の電話がくる場合もあるので、通報後しばらくは電源を切らないこと。

6. 救急車を迎える

道路などに出て、救急車に合図をしましょう。すでに暗くなっていたら懐中電灯を持って出て、救急車に合図をしましょう。

※「正しい119番通報の方法」（総務省消防庁防災情報室）の内容を保育施設向けに改変しました。

<http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1610/19.pdf>

～保育中に重大な事故が発生した場合、速やかに報告が必要です～

○ 報告の対象となる重大事故の範囲

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ④ 食中毒事案(保育幼稚園課及び保健所に報告)
- ⑤ 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
- ⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案
- ⑦ 24時間継続して概ね5日間以上施設に滞在している児童がいる場合

第一報は、原則、事故発生の当日に教育保育・発達支援課へ。

遅くとも翌日までに報告してください。

報告書の提出先も教育保育・発達支援課になります。なお、企業主導型保育施設は、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも報告してください。

- ① 重大事故【国(都)へ報告】
→教育保育・発達支援課（幼児教育・保育センター）に報告
- ② 重篤な事故に直結するような事件・事故【都へ報告】
→感染症及び食中毒の場合、保育幼稚園課及び八王子市保健所へ報告
感染症及び食中毒以外は、教育保育・発達支援課（幼児教育・保育センター）に報告

①②③、それぞれ
別の様式です。

- ③ ①②以外の事故等【市へ報告】
 - ア 傷病等により医療機関を受診した場合（軽微なものや1回限りの受診含む）
 - イ 午睡中や食事中等に気道閉塞・窒息事故が発生した場合
 - ウ 食物アレルギー児等への誤食事故が発生した場合
 - エ 異物混入や誤食等、給食が原因の事故が発生した場合
 - オ 誤飲（食べ物以外）、誤食（食べ物）、異物（眼、鼻、耳等）事故が発生した場合
 - カ その他、市が必要と判断した場合
- ③の場合、教育保育・発達支援課（幼児教育・保育センター）への速報を要する事故（救急車要請、心肺蘇生、AED、気道異物除去を行った、事件や火事等で110番・119番通報を行った、その他、施設又は市が必要と判断した場合）の場合は直ちに電話にて報告する。
それ以外の提出は原則、事故発生から1カ月程度、状況確認を行った上で報告する。

（参考：令和7年(2025年)4月1日付 八王子市幼児教育・保育施設等における事故発生時の
対応について(通知)）

基準8 利用者への情報提供

提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供することが義務付けられている。

具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)に掲載

児童福祉法に基づき

「提供する保育内容の掲示」、

「契約時の書面の交付」の義務が課せられています。

「契約内容の説明」についても、適切な説明を行ってください。

The screenshot shows a web page with a green header containing navigation links: 'くらしの情報', '観光・文化', 'イベント情報', '市政情報', '施設案内', and '事業者の方へ'. Below the header is a breadcrumb trail: '現在の場所: トップページ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ'. A search bar and a '検索' button are also present. The main content area is titled '認可外保育施設の開設をお考えの方へ' and includes a '更新日: 令和5年7月1日' and 'ページID: P0001334' with a '印刷する' button. The content is divided into sections: '認可外保育施設について' and '認可外保育施設を開設するにあたって'. The '認可外保育施設について' section explains that it refers to facilities for childcare other than those designated as '認可保育所' (licensed childcare facilities). The '認可外保育施設を開設するにあたって' section discusses the importance of safety and the need to comply with various laws and regulations. A sidebar on the right contains a 'よくあるご質問' (Frequently Asked Questions) section and a '幼稚園・保育施設の分類一覧' (List of Kindergarten and Childcare Facility Classifications) with links to '幼稚園', '認定こども園', '認可保育所(保育園)', '家庭内保育(保育園ママ)', '小規模保育', '事業所内保育', '認証保育所', and 'その他認可外保育施設'. At the bottom, there is a link to '認可外保育施設の開設をお考えの方へ (PDF形式: 473キロバイト)'.

令和6年度より、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法第59条の2の2が改正され、提供する保育サービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化されました。市内の認可外保育施設は、現在、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に登録・掲載されています。

ここdeサーチ
 子ども・そだての情報は「ここdeサーチ」で!

知りたい地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

近くの施設を探したい
 現在地から近くの児童施設を検索できます。

もっと詳しく調べたい
 条件を指定して児童施設を検索できます。

LINK

こどもまんなか こども家庭庁
 こども家庭庁へのリンクです。(令和5年4月1日～)
 「子ども・子育て」に関するコンテンツはこちらから

WAM NET 子育て支援コンテンツのご紹介
 WAM NETでは妊娠から就学期まで子育てに役立つ様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。
 (「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」へリンク)

全国の教育 保育施設検索サイト (子ども 子育て支援情報公表システム)

ここdeサーチ 始めます

おうちに近い施設はどこかなあ
 どんな保育施設があるのかなあ
 友達は何人くらいいるのかなあ
 休日に利用できる施設はないかなあ
 月々の費用はいくらぐらいかなあ

令和2年9月30日スタート
 お近くの教育 保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ 検索
 または **WAMNET (ワムネット)** 検索

WAM NET
ここdeサーチ
 子ども・そだての情報は「ここdeサーチ」で!
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

内閣府 **厚生労働省** **WAM**

◆利用者に対し、サービス内容に関する提示をしているか

(提示内容)

- ①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ②建物、その他の設備の規模及び構造
- ③施設の名称及び所在地 ④事業を開始した年月日 ⑤開所している時間
- ⑥提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- ⑦入所定員
- ⑧保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑨（1日に保育する乳幼児の数が5人以下）設置者及び職員に対する研修の受講状況
（1日に保育する乳幼児の数が6名以上）職員に対する研修の受講状況
- ⑩保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑪提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑫緊急時等における対応方法
- ⑬非常災害対策
- ⑭虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑮施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

◆次の8項目を全て、利用者に対し、書面等により交付する必要があります。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名
- ⑤当該利用者に対し提供するサービス内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

◆あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか、食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

～届出事項に変更があった場合や、施設を廃止・休止する場合は、
1か月以内に保育幼稚園課へ届出が必要です～

変更等で届出が必要な時

- ① 施設の名称
- ② 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ③ 建物その他の設備の規模及び構造
- ④ 施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤ 設置者について、過去に児童福祉法第59条第5項の命令(事業停止命令又は施設閉鎖命令)を受けたか否か

変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園課に連絡してください。

基準9 備える帳簿

○職員に関する帳簿等を備えていること。

（職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類、採用年月日等）

○保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を備えていること。

（在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等）

○労働基準法に基づく、労働者名簿、賃金台帳、雇入、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類の保存がしてあること。

基準10 設置者の経営姿勢

(1) 保育に対する姿勢

○保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。

○保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。

○保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。



救急診療



医療機関情報



施設マップ



相談窓口

現在の位置 [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [教育保育・発達支援課](#) > 幼児教育・保育施設における虐待等通報・相談窓口

幼児教育・保育施設における虐待等通報・相談窓口

更新日：2025年10月01日

児童福祉法の改正により、2025年10月から、保育園や幼稚園等の職員による虐待等について、通報義務が設けられました。

保育園や幼稚園等において、児童への虐待等が疑われる事案に関する相談は、以下の連絡先にご連絡ください。

連絡先

子ども家庭部 教育保育・発達支援課（幼児教育・保育センター）

電話：042-673-3707

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

教育保育・発達支援課

八王子市保・幼・小子育て
連絡協議会

「保・幼・小連携の日」

保・幼・小連携の推進

すくてくシート（旧就学支
援シート）

保護者向けオンライン講座
「子どもの心の発達につ
いて」

【終了しました】令和7年
度(2025年度) 八王子市保・

(参考) 幼児教育・保育センター(教育保育・発達支援課)
(電話)042-673-3707(月～金 午前9時～午後5時)

認可外保育施設に対する市の組織

(八王子市の場合)

福祉部	子ども家庭部
指導監査課児童担当 (☎042-620-7469)	保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)
・認可外保育施設に対する立入調査・集団指導	・設置予定者に対する事前指導 ・開設、変更、廃止、各届出受理 ・運営状況報告書の徴取 ・東京都主催の研修案内の送付 ・認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付 ・感染症、食中毒の報告
	教育保育・発達支援課 (幼児教育・保育センター) (☎042-673-3707)
	・研修等の実施 ・発達相談 ・事故報告 ・虐待等通報相談窓口

連携

第3章 幼児教育・保育の無償化について

子ども・子育て支援法に基づく、主な無償化対象の施設・サービス

【対象施設】

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育事業
- ・認可外保育施設
- ・上記以外のサービス（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、居宅訪問事業）

○特定子ども・子育て支援施設とは、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化対象施設。子ども・子育て支援法に基づき、市から「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認を受けている。

○令和6年（2024年）10月以降における認可外保育施設は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」の提出があり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行された施設が無償化対象施設となる。

特定子ども・子育て支援施設

施設の種別によって、無償化の対象範囲(給付限度額)が異なります。

【対象の子ども】

3～5歳児クラス:施設等利用給付認定新2号認定を受けているお子さま

0～2歳児クラス:市民税非課税世帯が対象。施設等利用給付認定新3号認定を受けているお子さま

無償化の給付を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

- 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- 保護者は市から無償化の認定を受けていること
- 施設(事業者)は、市から無償化の対象施設である確認を受けること
→市の「確認」を受けた施設は、指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されています。

※ 企業主導型保育施設は無償化の補助金を、原則として施設側が代理受領するため、上記の手続き方法とは異なります。

○食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であり、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者に負担いただいている。

(ただし、保護者の市民税所得割額の合計額や兄弟の数に応じて免除となる場合もある。)

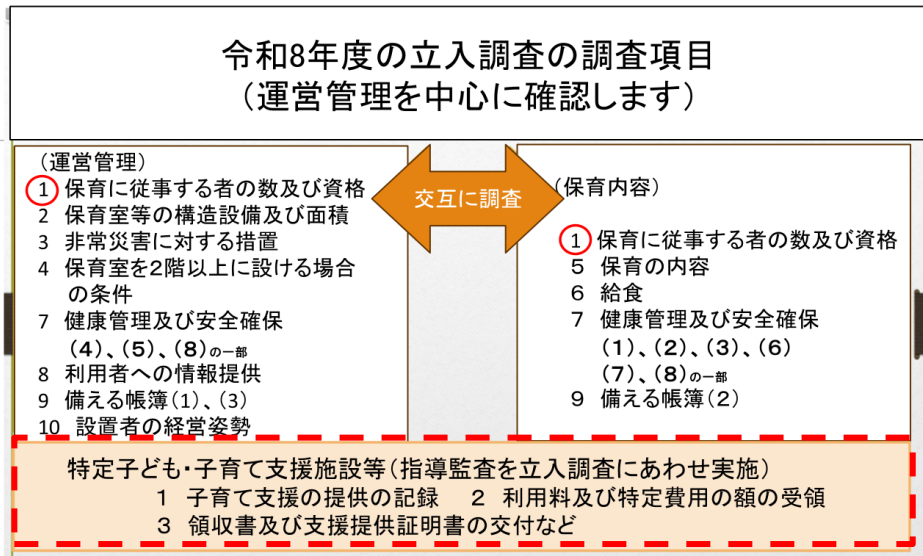
○保護者から実費として徴収しているのは、通園送迎費、食材料費、行事費などの経費

→これらを保育料とともに徴収する場合、領収書は、保育料と区分しなければなりません。

No. _____						
領収書 (控)						
保護者氏名 _____						
金額		¥	3	2	0	0 円
(内訳)						
利用料	2,925					円
食事代	275					円
						円

No. _____						
領収書						
保護者氏名 _____						
金額		¥	3	2	0	0 円
(内訳)						
利用料	2,925					円
食事代	275					円
						円
として、上記の金額を領収しました。						

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について



～指導監査の目的～

- ・八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例第54条～第62条までの規程の周知
- ・幼児教育・保育の無償化に関する過誤・不正の防止を図るため

実地指導において、確認していること①

①書類の確認

- ・特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、具体的な内容等を記録した書類
- ・保護者との間に締結した契約書
- ・保護者に対して発行した領収書の控え等（利用料と特定費用の金額が区分されているかどうか）
- ・小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、子どもの関する情報を提供することを、保護者との間で合意した文書
- ・職員、設備及び会計に関する記録
 - 【職員に関する記録の例】
労働契約における契約書、労働条件を明示した書類、シフト表、就業規則、給与規定、社会保険への加入を証する書類、職員の健康診断ほか
 - 【設備に関する記録の例】
防災計画、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類ほか
 - 【会計に関する記録の例】
経理規程、収支計算書、損益計算書、賃貸借照表等、現預金等の出納管理簿ほか

実地指導において、確認していること②～④

- ②子どもの国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしないことに関する措置の確認
- ③施設等の職員管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た子ども又はその家族の秘密・保管に関する措置の確認
- ④特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、具体的な内容その他必要な事項を記録した書類に関する過去5年間分の保管状況の確認

第4章 令和7年度（2025年度）立入調査における指導事項について

令和7年度(2025年度)の立入調査の実績について

立入検査実施施設

- ・ベビーホテル 1施設
 - ・事業所内保育施設 16施設
 - ・院内保育施設 11施設
 - ・その他(認証保育所含) 11施設
- 計 39施設

対象施設44施設(令和7年4月1日現在)のうち、計39施設で立入調査を実施

令和7年度(2025年度)の立入調査の実績について

区分	運営管理	保育内容	特定子ども	計
判定区分C (文書指摘)	2	0	0	2
判定区分B (口頭指導)	0	4	0	4
助言	1	3	0	4
計	3	7	0	10

検査した施設(39施設)の内、C判定・B判定があった施設数(5施設)は、検査施設数の12%(R6 21%)

～令和7年度の立入調査において、指摘が多かったもの～

- ① 健康診断が適正に行われていない
- ② 調理・調乳担当者の検便が未実施である

① （児童の）健康診断が適正に行われていない

◎ 乳幼児の健康診断

継続して保育している乳幼児の健康診断を入所時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施。

○入所時の健康診断

保護者からの健康診断結果（4カ月以内に検診を受診しているものに限る）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなしてよい。

○1年に2回の健康診断の実施

施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6カ月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

② 調理・調乳担当者の検便が未実施である

職員の健康診断

～調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか～

- 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行うこと
- 雇い入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても適切に行うこと
従事開始日から遡って1ヵ月以内に、実施及び確認したうえで従事させること
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には、月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること

第5章 令和7年度（2025年度）の集団指導の 結果について

令和7年度(2025年度)集団指導の結果について①

○対象施設 42施設

(休止・廃止等により、立入調査の対象数と異なります。)

- | | |
|---------------|------|
| ・ ベビーホテル | 1施設 |
| ・ 事業所内保育施設 | 18施設 |
| ・ 院内保育 | 11施設 |
| ・ その他（認証保育所含） | 8施設 |

計38施設

令和7年度(2025年度)集団指導の結果について②

- ・ 受講施設数

令和7年度

42施設中

38施設(90.4%)

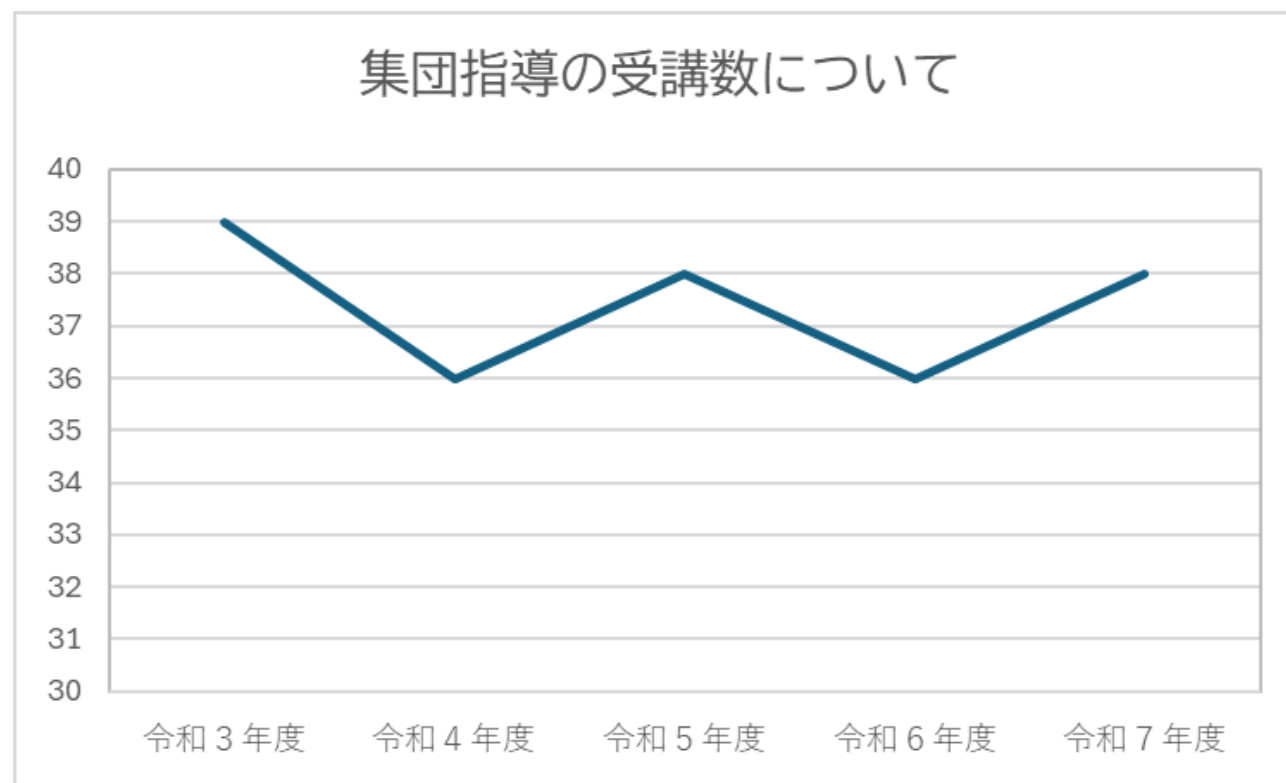
(参考)

令和6年度 36/42 (85.7%)

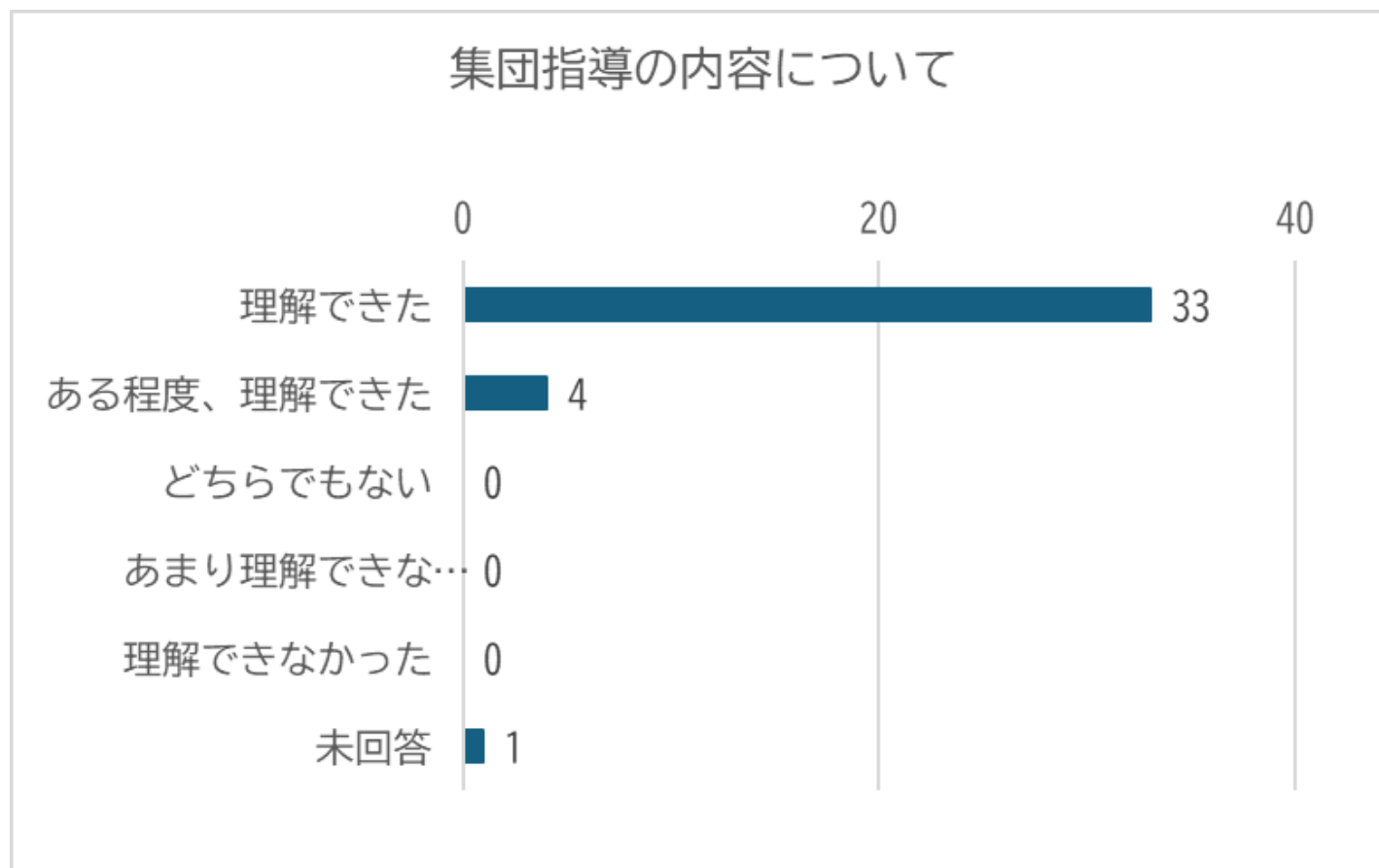
令和5年度 38/42 (90.5%)

令和4年度 36/44 (81.8%)

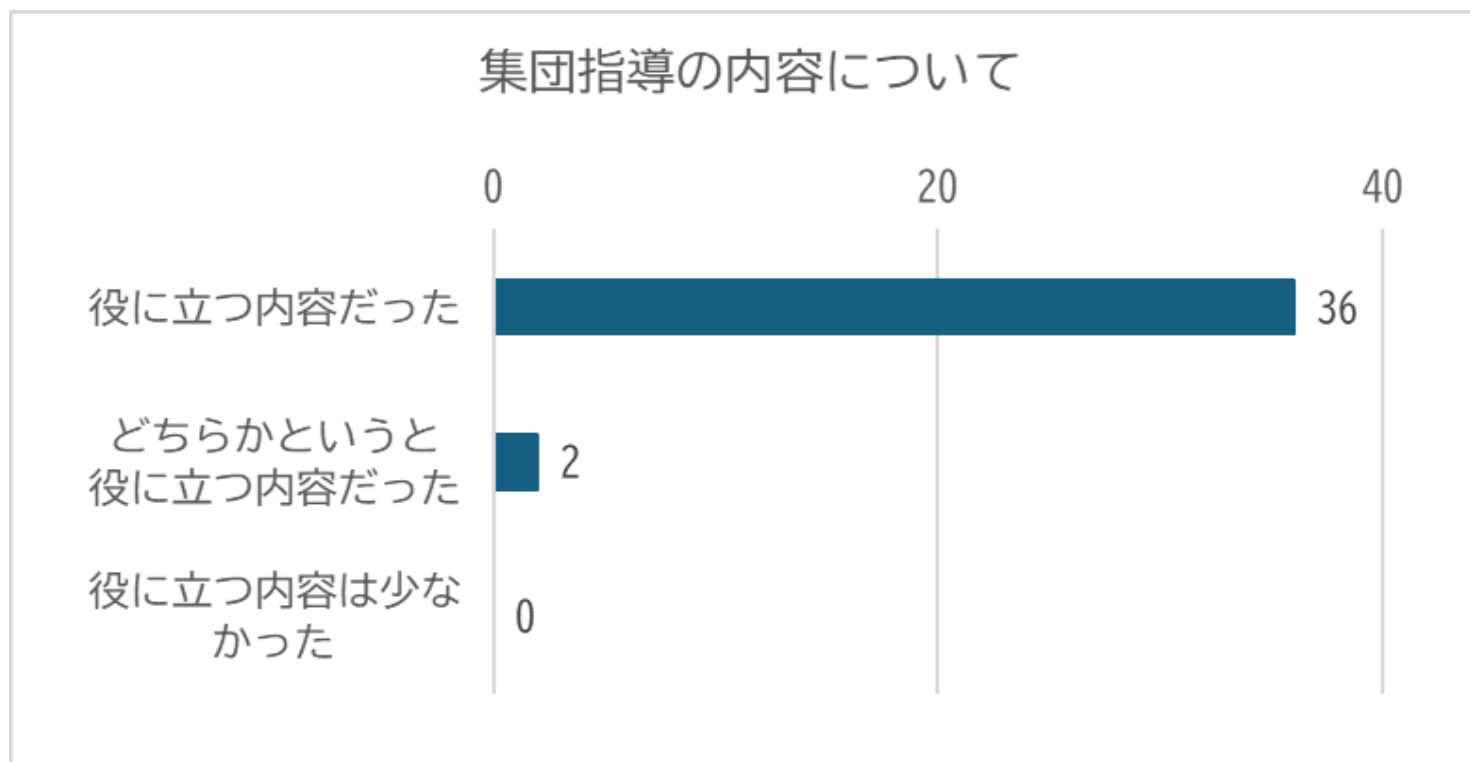
令和3年度 39/47 (82.9%)



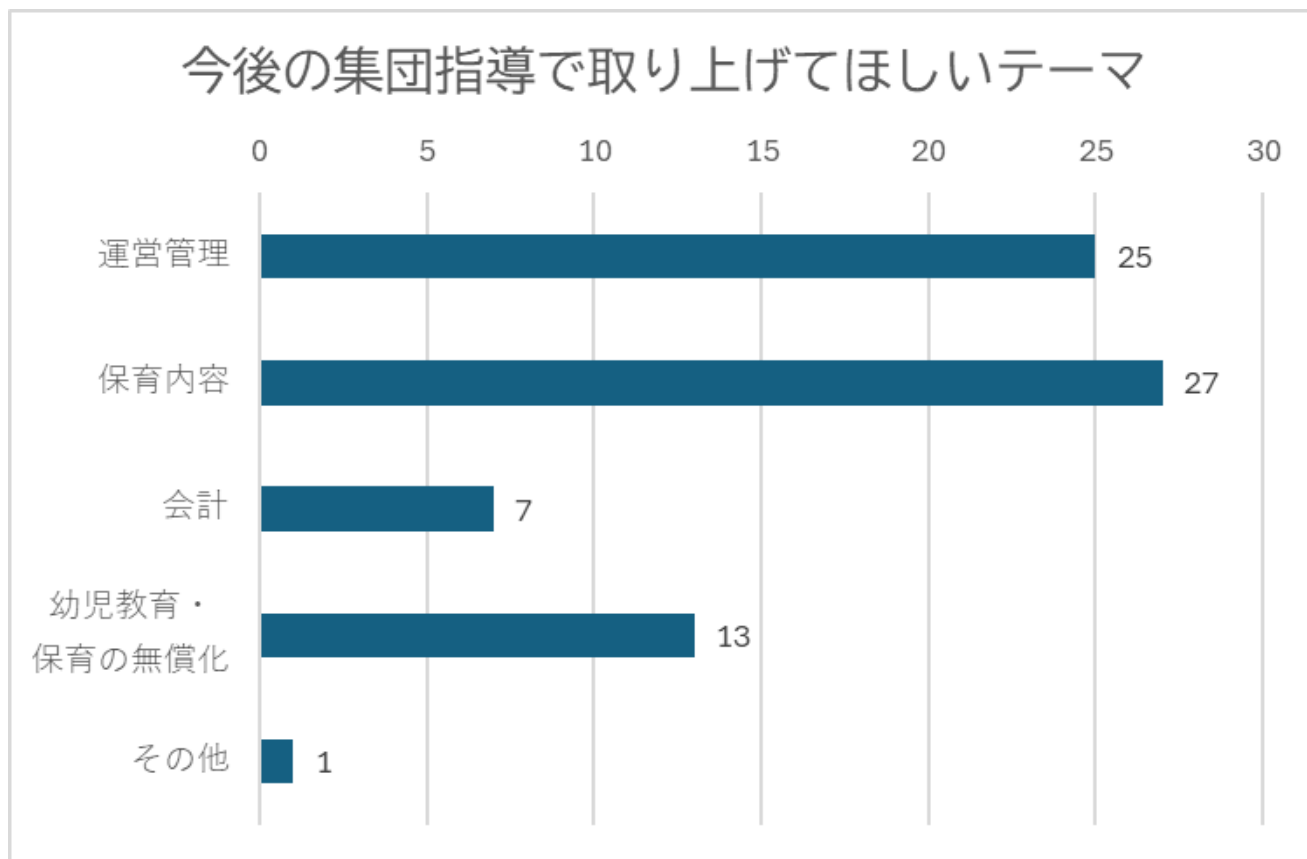
令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果③



令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果④



令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果⑤



終わりに

以上で、令和8年度の認可外保育施設に対する集団指導は、終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。

受講確認票の回答をもって、集団指導の受講終了となります。

受講確認票は、7月17日(金)までに、回答をお願いします。